

ゴルフパフォーマンス

返金保証制度 規約

株式会社ゴルフパフォーマンス（以下、ゴルフパフォーマンスという）では、お客様のゴルフ上達のためのレッスンサービスを提供していますが、お客様満足度向上のため、下記の返金保証制度を備えています。

第 1 項 全額返金保証制度

全額返金保証制度が示されたゴルフパフォーマンスのレッスンプランに入会した会員は（以下、会員という）、それぞれに定められた返金の条件を全て満たした場合に限り、返金の申し出ができ、入会金を除くレッスンプラン料金の全額を返金します。また、ゴルフパフォーマンスが販売する物品（ゴルフクラブ用品等）、別売りのチケットの回数券、会員が入会時に負担した振込手数料、その他諸経費については返金の対象外となります。なお、別途会員規約に定める会員資格喪失・除名をされた会員については、この返金保証制度を申請できません。

【30 日以内全額返金保証制度 返金条件】

入会後の初回レッスン日から 30 日以内に満足行かなければ、ゴルフパフォーマンスに対して返金の申し出ができ、必ず所定の手続きを行うものとします。

【5 ラウンド以内 100 切り全額返金保証制度 返金条件】

1. 初回入会コースの全てのレッスンプログラムを有効期限内に必ず受講するものとします。
(会員の自己都合による有効期限の延長があった場合は、返金の対象外となります。)
2. 返金保証対象ラウンドは、初回レッスン開始以降のゴルフパフォーマンス主催のチャレンジラウンドに限定します。
3. スタジオレッスン時にコーチから出される宿題を必ず実行し報告（提出）するものとします。報告（提出）方法は、コーチと相談の上決定して下さい。
4. 返金申出ができる期限は、全てのレッスンプログラム終了後の 6 ヶ月以内とします。ただし、返金申出期限到来前に休会した場合には、休会終了後に当該休会日数分について返金申出期限が延長されるものとします。

第 2 項 申請方法・返金方法

全額返金保証制度の申請にあたり、入会された会員本人が店舗に来店し、書面による申請を行うものとします。ゴルフパフォーマンスは、返金の申出書を受理した後、すみやかに返金の手続きを行うものとし、その支払い方法は銀行振込によって行うものとします。本人以外の返金の申し出は、基本的に受付できないものとし、全額返金保証制度の対象外とします。

第 3 項 会員資格の喪失

返金保証制度を利用して全額返金を申請した会員は、返金保証制度の申請によって会員

資格を喪失、退会となります。この場合、レッスンプランに付随する会員が未消化のサービスや、別売りで購入したチケットの残数など全ての未消化サービスを喪失するものとします。また、会員資格を喪失することで、会員に提供している全てのサービスを享受することはできません。会員資格の喪失に関しては、会員規約に準じます。

第 4 項 再入会の禁止

返金保証制度を申請した会員は、以降ゴルフパフォーマンスの会員とはならず、いかなるサービスも享受することはできません。

第 5 項 本規約の更新・改訂

会員の了解を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合に、本サービスのご利用条件は、変更後の最新の本規約によるものとします。本規約の変更方法は、会員規約に準じるものとします。

第 6 項 中途解約による返金について

ゴルフパフォーマンスは、会員の自己都合によるサービス利用契約の中途解約があった場合は、会員規約第 24 条（中途解約）に基づき返金処理を行うものとします。

第 7 項 全額返金保証制度の中止・中断・変更について

ゴルフパフォーマンスは、お客様に事前に通知すること無く、本サービスの内容を変更または終了することがあります。ゴルフパフォーマンスは、会員が、前項の変更等に伴い被った不利益、損害についても、責任を負いません。

以上

2018 年 1 月 31 日改訂

2018 年 3 月 1 日改訂

2018 年 9 月 12 日改訂

2020 年 1 月 6 日改訂

株式会社ゴルフパフォーマンス

東京都文京区湯島 2 丁目 33 番 9 号

代表取締役 小原 大二郎